

寄附のお願い

公益社団法人長野県建築士会

長野県建築士会は、平成31年4月1日公益社団法人に移行しました。公益社団法人は税法上の「特定公益増進法人」であり、当会への寄附は税制上の優遇制度の対象となります。

当会の運営に必要な資金は、主に会員の方々の会費と事業収入を充てていますが、今後公益法人として公益目的事業活動をさらに充実推進させていくには、多くの方々のご支援・ご協力をいただきたいと思います。

つきましては、当会の事業活動にご理解とご賛同をいただき、是非ご寄附をお寄せいただきたくお願い申し上げます。

皆様からいただく寄附金につきましては、当会の「寄付金等取扱規程」に則り、有効かつ適切に管理し、活用させていただきます。

寄附金の税制優遇措置

「特定公益増進法人」に対して、その法人の主たる目的である業務に関連する寄附金を支出した個人や法人について、次の税制上の優遇制度が認められています。

○個人による寄附

所得控除（寄付金控除）を受けることができます。

寄附金控除額＝寄付金額－2,000円

※ただし、寄附金額は総所得金額等の40%相当額が限度

○法人による寄附

損金算入（限度額は、一般枠に加え、別に特別枠）が認められます。

・一般損金算入限度額＝（資本金等の額×2.5/1000 + 所得の金額×2.5/1000）×1/4

・特別損金算入限度額＝（資本金等の額×3.75/1000 + 所得の金額×6.25/1000）×1/2

1 長野県建築士会への寄付金

当会の寄付金等取扱規程では、3種類に分類しています。なお、寄附は金銭のほか金銭以外の財産権で行うことができます。

① 一般寄付金

使途を特定せずに広く一般に募金活動を行うことにより受領する寄附金。常時募集しており、いただいた寄附金はすべて公益目的事業に使用します。

② 募集特定寄付金

用途を特定して広く一般に募金活動を行うことにより受領する寄附金。現在募集中のものはありませんが、募集する場合はホームページ等でお知らせします。

③ 用途特定寄付金

①②のほか、個人や法人から受領する寄附金で、寄附者がその用途や管理運用方法に条件を付すことができます。

2 寄付金のお申し出

「寄附金申出書」を定めていますので、別紙様式（当会ホームページの別ページに掲載）に必要な事項をご記入いただき、当会の本会事務局又は各事務所へご提出ください。（持参が困難な場合及び「用途特定寄付金」をお申し出いただく場合は、本会事務局へ事前にご連絡ください。）

※ 各事務所は、当会ホームページの別ページ（長野県建築士会のご案内／お問い合わせ・アクセス）に掲載しています。

3 受領書（領収書）の発行

寄付金が入金されたことを確認したときは、遅滞なく「受領書（領収書）」を発行し郵送いたします。確定申告での添付などに必要な書類ですので、大切に保管してください。

公益社団法人長野県建築士会 本会事務局
〒380-0872 長野市大字南長野字宮東426-1
電話：026-235-0561
F A X：026-232-2588
Email：n-shikai@avis.ne.jp